

朝霧ジャンボリーゴルフクラブ利用約款

第1条 (約款の制定と適用範囲)

朝霧ジャンボリーゴルフクラブ（以下「当ゴルフクラブ」という）でプレーする方（会員、非会員を問わない。以下「利用者」という）の施設利用契約の内容は、本約款の定めるところによります。

ただし会員の方は、当ゴルフクラブの会則に本約款が抵触するときは、会則が優先して適用されます。

第2条 (利用契約の成立)

利用者は本約款を確認のうえ、フロントにおいて所定の署名簿にサインまたは受付をしてください。これにより当ゴルフクラブは、利用者が当ゴルフクラブ利用約款に合意したとして、利用者が当ゴルフクラブおよび付属施設を利用することをお引き受けすることといたします。

なお、当ゴルフクラブからお帰りになる前に、別に定める料金をお支払い願います。

また、同伴者等で署名簿にサインされない方の食堂等の施設のご利用は、原則としてその都度、料金のお支払をお願いいたします。

第3条 (個人情報の保護)

当ゴルフクラブは、予約時に電話・FAX等で入手した個人情報と、プレー当日に受付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当ゴルフクラブのプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。

また、ご予約およびご利用いただいた利用者に対し、当ゴルフクラブのイベント情報や営業案内等をハガキ・FAX・電子メール等でご案内する場合があります。

第4条 (プレーを中止したときの料金)

理由の如何を問わず、最初のホールのティショットを打ち終えた後のプレー中止については、次の料金をお支払いいただきます。

- (1) グリーンフィ、ゴルフ場利用税および諸経費（緑化協力金を含む）は、別途定める料金
- (2) キャディフィは2分の1ラウンドを基準として別途定める料金にラウンド数を掛けた料金

第5条 (利用お申込み、予約金および違約金)

プレーの申込み、予約金および違約金については、所定の金額を申し受けます。なお、積雪等のやむを得ない理由により、当ゴルフクラブが営業中止（クローズ）したときは違約金の対象外とします。

第6条 (暴力団員等および反社会的勢力等の入場、施設利用の拒否)

当ゴルフクラブは、次の場合には入場および施設利用を固くお断りいたします。また、予約後認知したときは当該予約を無効とし、施設の利用開始後に認知したときは直ちに退場していただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業（暴力団の支配下または影響下にある企業をいう）・団体（えせ右翼等の「政治活動標榜ゴロ」や、えせ同和行為者などの「社会運動標榜ゴロ」、総会屋等をいう）またはその関係者、および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者、その他反社会的勢力等（以下「暴力団員等および反社会的勢力等」という）に属していると認められるときおよびこれらと関わりがあるとみとめられるとき

- (2) 暴力団員等および反社会的勢力等を同伴または紹介により入場させたとき(過去に行った履歴のある者も含む)
- (3) 粗野な振舞い等、他の利用者に不快な思いをさせる行為や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき

第7条 (その他施設利用をお断りする場合)

当ゴルフクラブは、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 満員の為にスタート時間が確保できないとき
- (2) 非会員については、会員の同伴または紹介等がないとき
- (3) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をし、またはするおそれがあると認められるとき
- (4) 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑がかかると判断したとき
- (5) ルール、マナーおよび警告を無視して、スロープレーを改めないとき
- (6) 当ゴルフクラブに対して好ましくない行為があったとき
- (7) 天災その他やむを得ない事情によってクローズし、またはプレーを継続することが不可能と認められるとき
- (8) ゴルフプレーにふさわしくない服装や靴を着用し、当ゴルフクラブの指示に従わないとき
- (9) その他この約款に違反したとき

第8条 (持込み禁止品)

当ゴルフクラブへ次の物を持ち込むことを禁止します。

- (1) 動物等のペット類
- (2) 著しい悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火または爆発のおそれがあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他、当ゴルフクラブが不相当と判断するもの

第9条 (禁止行為)

施設内では次の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝行為等の行為
- (3) 利用者以外のコース内への立入り(特に許可する場合を除く)
- (4) 写真撮影または録音等(特に許可する場合を除く)
- (5) 粗暴行為等、他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為
- (6) 喫煙場所以外での喫煙
- (7) その他、当ゴルフクラブが禁止を相当と判断した行為

第10条 (休場日、開場時間)

当ゴルフクラブの休日と開場時間は所定のとおりとしますが、臨時に変更することがあります。

第11条 (金銭その他の貴重品)

金銭その他の貴重品については、貴重品ロッカーをご利用ください。なお、貴重品ロッカー、更衣ロッカー、浴室、コース等当ゴルフクラブ施設内で盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフクラブは一切の責任を負いません。

第12条 (携帯品、自動車等)

当ゴルフクラブにおいて発生した携帯品や、駐車場においての自動車の盗難・破損等の一切について、当ゴルフクラブは責任を負いません。

第 13 条（更衣ロッカー）

更衣ロッカーは、当ゴルフクラブが利用者の皆様の便宜を図る為にお貸ししている設備です。更衣ロッカー内の物品に事故が発生した場合、当ゴルフクラブは責任を負いません。利用者が更衣ロッカーの鍵を紛失したときは直ちにフロントへ届出るとともに、鍵代として所定の金額または実費を申し受けます。

第 14 条（危険防止責任）

ゴルフ場では、時により危険を伴う場合があります。キャディのアドバイスは利用者の危険回避のための補助行為です。利用者は、全て自己の責任で行動してください。

第 15 条（乗用カートの利用）

乗用カートの利用につきましては、キャディや乗用カートに備え付けの利用案内の指示に従うほか、別途定める乗用カート使用約款に従ってください。利用者の乗用カート利用により生じた事故に対しましては、当ゴルフクラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。

第 16 条（クラブの素振り）

素振りは、ティグラウンド内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。また、打順の来た利用者以外は、原則としてティグラウンドに立入らないでください。

第 17 条（飛距離の確認）

利用者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、常に自己の飛距離を考えて、先行組に対し、絶対に打ち込まないように打球してください。

第 18 条（キャディ）

キャディおよびフォアキャディの合図は、キャディまたはフォアキャディが「先行組が通常の飛距離外に前進した」と判断したときにする合図です。利用者は合図があっても、自己の飛距離を考え、安全を確認してから打球してください。

第 19 条（打球する利用者の前に出ないこと）

何人も、打球する利用者の前方には絶対に出ないでください。打球する利用者の前に出た結果の事故はもちろん、利用者の打球等によって生じた事故については、当該利用者との間で解決していただくこととし、当ゴルフクラブは一切責任を負いません。

第 20 条（隣接ホールへの打込み等）

隣接ホールへの打込み等は危険ですから、打球する利用者は打球の飛球方向について適切に判断し、慎重に打球してください。

万一打込んだ場合は、そのホールの利用者に合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴利用者等にも充分注意して打球してください。

第 21 条（先行組の退避）

先行組の利用者は、後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで、退避所その他の安全な場所に退避してください。

第 22 条（ホールアウト後の退去）

利用者は、ホールアウト後は直ちにグリーンを立ち退き、後続組の打球に対して安全な場所を通過して、次のホールへ進んでください。

第 23 条（雷鳴があった場合）

雷鳴があった時は、直ちにプレーを中止し、コース売店・待避所等の安全と思われる場所に避難してください。

第 24 条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内での火気使用は、所定の場所以外禁止いたします。

マッチの燃え殻、煙草の吸殻は消火を確認してからキャディに渡すか、責任をもって灰皿にお入れください。

第 25 条（クラブ等の確認）

キャディ付きでプレーを終了した利用者は、クラブを点検確認し、所定の用紙にサインをしてください。サイン終了をもって当ゴルフクラブのクラブ管理は終了いたします。したがってサイン終了後のクラブの不足や瑕疵等については、当ゴルフクラブは一切責任を負いません。

キャディの付かない利用者のクラブ管理は、全て利用者の自己責任となります。

第 26 条（宅配便のお取次ぎ）

ゴルフクラブ、バッグ、シューズケース等については、宅配便の受取のお取次ぎをいたします。

第 27 条（約款違反による事故の責任）

利用者がこの約款に違反して、第三者（当ゴルフクラブ関係者を含む）に被害を与え、または自己が損害を被ったときは、全て本約款に違反した利用者の責任として、当事者間で解決するものとし、当ゴルフクラブは一切責任を負いません。

なお、当ゴルフクラブが被った損害については、損害賠償の請求をさせていただきます。

第 28 条（施設に損害を与えた場合の責任）

利用者が故意または過失により、当ゴルフクラブの施設に損害を与えたときは、その損害を賠償させていただきます。

第 29 条（非会員の債務の保証）

会員は、その同伴者または紹介した非会員が会社に対して負担する当ゴルフクラブ利用に伴う一切の支払債務および、その非会員が当ゴルフクラブに与えた損害の弁済債務について、その非会員等と連帯して、それら債務の弁済を保証させていただきます。

第 30 条（非会員への本約款の周知徹底）

会員は、その同伴者または紹介した非会員に対して、この約款の存在とその内容を周知徹底する義務を負います。

第 31 条（信義則）

会則および本約款に定めのない事項については、紳士淑女のスポーツたるゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則にしたがって解決するものとします。

附則

この約款は、2013年1月1日より施行する。